

『能登牛と秋の味覚市 in 能登町』
テナントご出店要項（令和8年）

1. 日 時

令和8年10月17日（土）午前10時～午後2時（雨天決行）

2. 会 場

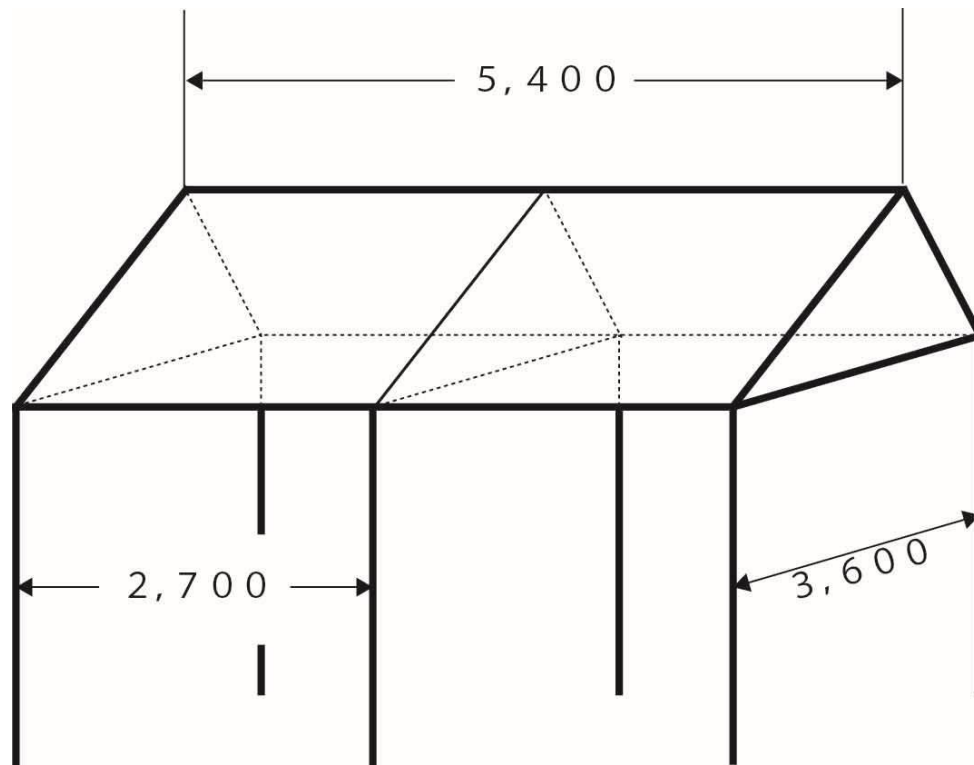
柳田植物公園内

3. 出店区画

1区画サイズ〔間口約2.7m×奥行き約3.6m〕

間取りのイメージは以下のとおり。

＊小間図（単位：mm）



① 1区画は、テント半分のスペースです。

② 付属備品

- ・ 看板（指定ロゴ不可、店名のみ）× 1 枚
- ・ 備品（長机、パイプ椅子）：
事業者：申込時に申請があった数を用意します。
個人：おひとりにつき長机2点、パイプ椅子2点を用意します。

4. 出店料：以下のとおり

事業者	テント	1 区画毎	¥3,000
	電源	1 口	¥1,000
	キッチンカー	1 台	¥1,000
個人	フリーマーケット方式販売 (野菜、きのこ、果物)	1 区画	無料

5. 出店場所

テナント受付完了後に配置図をご案内します。

6. 区画の装飾及び施設

- ① テント内に装飾及び設備を付加する場合には、主催者の了解を得て出店者の負担において行うものとします。
- ② テント、看板（店名のみ、ロゴ指定不可）は主催者が用意します。
それ以外は出店者で準備をお願いします。
- ③ 電源は、事前に申し込みのあった店舗のみポータブル発電機を用意します。

7. 出店物の搬入、搬出

搬入・陳列及び搬出については、出店者の責任において行うものとします。

- ① 搬入 10月17日（土）午前8時00分から午前9時45分まで
（原則 10時以降 搬出まで車両移動不可）
- ② 搬出 10月17日（土）午後2時00分（イベント終了）から
（完全撤去）※原則、イベント開催中の駐車車両の移動はできません。
*テントの撤収は月曜日以降に業者が行います。

8. 出店に伴う関係機関の許可・届出等

- ① 出店に伴う販売物等について、能登北部保健所への臨時営業届は、主催者で行います。
酒類の販売については、出店者の責任で手続きを行ってください。
（税務署への手続き）
※ 事前に相談、手続きをされない場合、保健所の指導等により当日該当商品の販売ができなくなることがあります。
- ② 出店場所が屋外であるため、衛生上使用できない器具並びに販売できない品目があります。
露店により行う営業で調理、販売及び製造できる品目が保健所の基準により定められていますので、能登北部保健所の指導により営業及び販売ができない場合があります。

9. 販売いけないもの等

- ① 保健所が許可しない食品の販売はしないでください。
- ② コピー商品や肖像権を侵害する商品など法律に抵触するものや、公序良俗に反するものなど、社会通念上ふさわしくないと実行委員会が判断したものは販売できません。また、これらを当日販売していることが判明した場合は、即刻退場していただきます。ご了承ください。
- ③ 販売品目一覧表にて申込んだ物以外のものを販売しないでください。

10. その他

- ① 駐車場に限りがございますので、駐車車両については制限させていただきます。出店者及び関係者は、関係者駐車場へ駐車してください。
- ② 汁物を扱われる出店者は、汁入れ等を必ずご用意ください。また、ごみはお持ち帰りいただきます。
- ※ イベント客用のごみ箱とごみ袋は実行委員会が用意します。
- ③ 火器を使用する出店者は消火器を常設してください。消火器の無い出店は消防署の指導により当日出店いただけなくなる場合があります。